

指定地域密着型通所介護事業所及び第1号通所事業所

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人心愛が開設する指定地域密着型通所介護事業所及び第1号通所事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業所及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、地域密着型通所介護サービス及び予防給付型介護通所サービス提供に当たる従業員（以下「従業員」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、心身機能の回復又は維持、日常生活上の自立を助けることを目的として、入浴及び食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練、看護、介護サービスの提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業員は、要介護者等の心身機能の回復又は維持を図り、日常生活上の自立を助けることを目的とした入浴及び食事の提供その他の日常生活上の世話（生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者等に必要な日常生活の世話等）や機能訓練、看護、介護を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター ヴァイオリン
- ② 所在地 北九州市南区上貫3丁目3-24

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤/兼務1名）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の運営管理を総括的に行うものとする。又管理者は、要介護者等の心身の状況、病状、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、機能訓練等の目標やその達成のための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成しなければならない。
- ③ 生活相談員 2名（常勤/専従1名・常勤/兼務1名）
要介護者等の生活等の相談業務を主たる業務とする。
- ④ 看護職員 3名（非常勤/兼務2名）
看護師は、看護業務を主たる業務とする。
- ⑤ 機能訓練指導員 2名（非常勤/兼務2名）
機能訓練指導員は、看護・介護計画にそって要介護者等に身体機能回復・維持の為の訓練を他の従業員と連携して行うことを主たる義務とする。
- ⑥ 介護職員 3名（常勤/専従3名）
介護職員は、他の従業員と連携して、要介護者等に対して、介護業務を主たる義務とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月、火、水、木、金、土曜日（週6日）左記営業日の祝祭日は営業日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8：30～午後5：30までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9：30～午後4：00

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日につき 17名

(指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、居宅の要介護者等が事業所に通い、その施設において心身機能の回復維持を図り、日常生活の自立を助けるため、入浴及び食事の提供その他日常生活上の世話（生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者等に必要な日常生活の世話等）や機能訓練を受けるものとする。

- 1 指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び北九州市長の定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。利用料は、別表1とおりとする。
- 2 要介護者等に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払い同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、門司区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、戸畑区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 要介護者等が事業所の提供するサービスを利用するにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- ① 要介護者等又はその家族は、在宅中及び送迎途上等において要介護者等の心身の状況等に変化がみられた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- ② 要介護者等は従業者の指導等がない限り、事業所に設置されている通所介護を行うために必要な専用の器械及び器具をみだりに利用してはならない。
- ④ 要介護者等は事業所が提供するサービスを利用するにあたって、他のサービス利用者の迷惑となる行為・行動等を慎まなければならない。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第10条

- 1 事業所及びその従業者は、サービス提供中に利用者の病状に急変、その他、緊急事態が生じたとき又は事故が発生しときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条

- 1 従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、要介護者等の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。
- 2 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、非難具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。
- 3 従業者は非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置により被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
- 4 消防法第8条に規定する防火管理者は、非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消化、通報及び非難の訓練（年1回実施）等の消防業務を行うものとする。
- 5 業務持続計画の策定等
当該事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する地域密着型 サービスの提供継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2) 当該事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3) 当該事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

- 1 事業所は、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けることとし、又これに係る勤務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するための措置を講ずるものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人心愛と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 職員の質の確保
当該事業所は職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
 - 2) 当該事業所は全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するその他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第13条

虐待の防止等

当該事業所は、利用者の人権の擁護、身体拘束防止、及び虐待の発生又はその再発を防止するため

以下に掲げる事項を実施する。

- 1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催すると共にその結果について周知徹底を図る。

- 2) 虐待防止の為の指針を整備する。
- 3) 虐待を防止する為の定期的な研修を実施する。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第14条 事故発生時の対応は、別紙関係市町村並びに他の保健医療福祉サービスの提供主体との連携の第2に規定しています。

第15条 事業所は、サービス提供記録、通所介護計画、事故発生時の記録、市町村への通知、苦情処理、介護報酬請求に関する記録をこの契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、または複写物を交付します。

利用者は原則、北九州市の被保険者である。

ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第15条 地域との連携等

- 1 事業所はその事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2 事業所は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護についての知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6カ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

附則

この規程は、平成25年11月1日施行する。

この規程は、平成25年12月1日施行する。

この規程は、平成26年4月1日施行する。

この規程は、平成26年5月1日施行する。

この規程は、平成26年6月1日施行する。

この規程は、平成26年8月1日施行する。

この規程は、平成26年10月1日施行する。

この規程は、平成27年4月1日施行する。

この規程は、平成28年4月1日施行する。

この規程は、平成30年5月1日施行する。

この規定は、令和元年8月1日施行する

この規定は、令和6年4月1日施行する

関係市町村並びに他の保健医療福祉サービスの提供主体と連携

事務所又は事業所名 デイサービスセンター ヴァイオリン
申請するサービス種類 地域密着型通所介護及び第1号通所事業

概要

1、利用者に関する相互情報提供体制

- ①サービス提供開始にあたり関係市区町村の担当窓口へ文書等で連絡する。
(北九州市各区の高齢者保健福祉課・保健所・福祉事務所・ホットライン等)
- ②サービス開始後も関係市町村の窓口に対して、定期的な連絡を行う。必要があれば責任者を含めた連絡調整会議を設ける。
- ③提供したサービス等に関し、市区町村から求め・依頼があった場合、それに応じて文書その他の物件の提出又は提示をするとともに、市町村職員からの質問に対しては回答又は必要な情報提供を行う。
- ④市区町村から、利用者からの苦情に関して調査への協力依頼があったときは、次のような対応につとめる。
 - ・ 従業者への聞き取り、記録の確認等により速やかに事実関係を確認すること。
 - ・ 上記に基づいて今後行う対応等を検討し、事実関係とともに市区町村に報告・説明すること。
 - ・ 報告・説明に合わせて必要な資料、記録を提供すること。
 - ・ 市区町村が設備等の確認、利用者・従業員からの聞き取りを希望した場合は、特別の支障のない限り、これに協力すること。
- ⑤市区町村から利用者等の苦情に関して指導・助言があったときは、これに沿って改善・対応を行うよう努めるとともに、その結果について市区町村に報告する。
- ⑥上記の対応が円滑に行われるように、管理者は常に配慮する。

2、事故発生時の対応

- ①事故が発生した場合、責任者は直ちに相手方に連絡を取り直接的に事故状況を十分聞き、担当者に事故状況を確認する。
- ②重大事故の場合（死亡・行方不明・病院受診）は北九州市の介護保険課に連絡する。
- ③必要がある場合、担当事業所の責任者を含めた事故検討会を開き原因究明に努め即時対応を行う。事故検討会の結果を直ちに利用者に説明する。
- ④記録を台帳に保管し再発を防ぐために活用する。
- ⑤普段から事故防止を心掛けたサービス提供に努め、サービス従事者に事故防止マニュアルを周知させマニュアルに基づく研修を実施する。